

県公共工事における土壌汚染対策法に基づく届出にかかる対応状況について

（令和2年11月19日）
環境保全課

1 趣旨

土木建築局所管の公共工事において、土壌汚染対策法（以下「法」という。）に基づく土地の形質変更に関する事前の届出が行われていないと思われる事案が多数生じている件について、これまでの経緯等を説明する。

ア土壌汚染対策法の目的

土壌の特定有害物質による汚染の状況を把握し、その汚染による人の健康被害を防止すること

イ土壌汚染対策法の法第4条第1項に基づく届出について

○3000m²以上の土地の形質変更を行う者は、知事（広島市、呉市、福山市は各市長）への届出が必要。

○届出の審査の結果、汚染のおそれがある場合は、知事が土壌汚染の調査を命ずる。

2 これまでの経緯

	時 期	内 容
1	H31. 4. 26	新潟県において法に基づく届出実態を調査し、結果を公表したことに伴い、環境省から都道府県に注意喚起の事務連絡を発出
2	R1. 05. 14	環境保全課が環境省からの事務連絡を受けて、庁内全部局へ通知を発出。
3	R1. 07. 17	環境保全課において、他県の事案を庁内全部局へメールで情報提供
4	R1. 08. 20	土木建築局で未届と思われる事案に関して調査を開始
5	R1. 10. 18	土木建築局は、未届と思われる事案に係る調査結果を環境保全課に回答（133件）
6	～現在	各建設事務所において、未届と思われる事案については、法令対象の確認とあわせ、関係書類が整い次第、順次、届出を進めている。
7	R2. 11. 5	未届と思われる事案の状況について公表

3 今後の対応

- （1）改めて全庁の手續状況を確認するための調査を開始しており、調査結果は取りまとめの上で公表する。併せて、法を所管する広島市、呉市及び福山市と連携して対応を進める。
- （2）新たな未届が確認された場合は、速やかな届出を指導する。
- （3）届出案件については、速やかに土壌汚染のおそれの有無を確認し、汚染がある場合は、必要な措置を講ずるよう指導する。
- （4）取扱要領や設計書等の作成におけるチェックシート等の改善、法令遵守に向けた土木建築局と環境県民局で連携した研修を開催する等再発防止策を徹底する。